

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等 発行サービス 申請要領

ハウスプラス住宅保証の建設住宅性能評価をお持ちの場合
(審査活用が可能な条件を満たす場合)

住宅性能証明書

- ・ご申請前に必ず確認をお願いいたします 1ページ
- ・同意書について 2ページ
- ・平成27年度税制改正
住宅用家屋の区分による
非課税限度額500万円加算の対象基準..... 3ページ
- ・申請方法 4・5ページ
- ・申請図書一覧 6～9ページ
- ・申請の際の注意点 10ページ

2016年5月 改訂版

ご申請前にならず確認をお願いいたします

【既存住宅の取得】におけるハウスの建設住宅性能評価書（新築住宅）をお持ちの場合が第1条件です

確認事項 1

申請したい住宅をお持ちのハウスの建設住宅性能評価書（新築住宅）（以下、評価書という）が下記のいずれかの所定の等級を満たしていますか

- 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級2もしくは等級3
- 1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 免震建築物
- 5-1 断熱等性能等級 等級4 *1（5-1省エネルギー対策等級 等級4は不可）
- 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4もしくは等級5
- 9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級3、等級4又は等級5

*1 平成27年度税制改正 住宅用の家屋の区分による非課税限度額 500万円加算の対象基準では、5-1については「断熱等性能等級」により評価することとなっていますので、従前の基準「5-1 省エネルギー対策等級 等級4」では、評価内容を流用できませんのでご注意ください。

確認事項 2

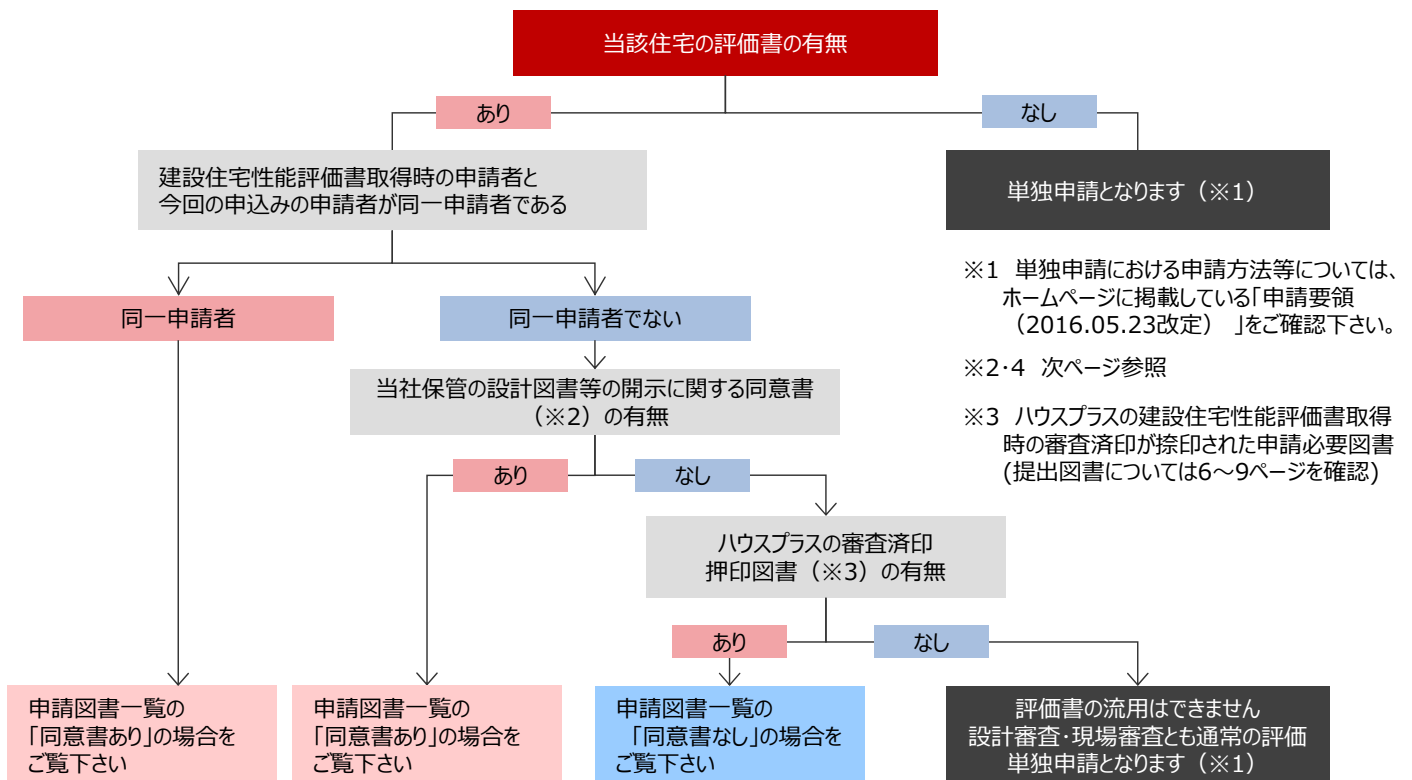
建設住宅性能評価書取得時と、補修・改修工事による間取り等の変更はありませんか

既存住宅の取得において、評価書を活用してご申請いただく場合、当該物件が評価書取得時から評価内容に変更が生じる補修・改修工事をしていないことが条件となります。

補修・改修工事がある場合、その内容が評価基準を満足しているかの審査（審査費用の加算）が必要となり、通常の申請（単独申請）とさせていただきますのでご注意ください。

確認事項 3

建設住宅性能評価書を活用した申請をする場合について、条件により申請必要図書が異なりますので、下記のフローを必ずご確認ください



確認事項 4

共同住宅等における「耐震性」の基準でご申請頂く場合は、共用部の検査を行うため、管理組合等の現場検査を実施することの同意が必要となり、当該同意書（※4）を提出いただく必要があります。



同意書について

既存住宅の取得において、ハウスプラスの建設性能評価書（新築住宅）を活用してご申請の場合、同意書が必要となる場合があります。同意書は、2種類あり、求めている内容が異なりますので、下記にて内容をご確認の上、必要に応じた同意書を提出をお願いいたします。

● 同意書について 1（前ページの※2）

「ハウスプラス住宅保証株式会社に申請した設計・建設住宅性能評価、長期優良住宅にかかる技術的審査、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービスまたはフラット3S適合証明等に係る当社保管の設計図書等の開示に関する同意について」

提出日 平成 年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 御中

管理組合名

理事長 印

ご連絡先 印

ごメール

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスに係る現場検査を実施することの同意について

下記の依頼者が貴社の贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスを申請するにあたり、貴社または貴社の委託を受けた者が実施する共用部の現場検査について、当該検査の実施に同意します。
なお、当組合は、当該現場検査により貴社が住宅の瑕疵または劣化事象等を発見したことから、当組合に生じた損害について、貴社にその責を求めません。

記

依頼者	氏名または名称	
	住所	
住宅名称等	氏名または名称	
	住所	

以上

All Rights Reserved Copyright©ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016 HP住-361-1(Vw.20160526)

<本同意書の提出について>

◆過去に取得をしたハウスプラスの建設住宅性能評価書（新築住宅）（以下、評価書）を活用してご申請頂く場合、審査省略や申請書類の省略を行うためには、評価書取得時の申請書類情報を使用する必要があります。

評価書取得時のご申請者様と住宅性能証明書のご申請者様が同一主体でない場合、個人情報保護の観点から、評価書取得時のご申請者様からの申請情報使用の同意を必要とさせていただいております。

<本同意書が提出できない場合について>

◆評価書取得時のご申請者様からの申請情報使用の同意がいただけない場合は、評価書取得時の審査済み印を捺印した申請図書によりご申請していただくか、単独申請(※1)でのご申請となります。

※1 単独申請における申請方法等については、ホームページに掲載している「申請要領（2015.07.01改定）」をご確認下さい。

● 同意書について 2（共同住宅等における対象基準「耐震性」の場合は必須）（前ページ※4）

「贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスに係る現場検査を実施することの同意について」

提出日 平成 年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 御中

管理組合名

理事長 印

ご連絡先 印

ごメール

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスに係る現場検査を実施することの同意について

下記の依頼者が貴社の贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスを申請するにあたり、貴社または貴社の委託を受けた者が実施する共用部の現場検査について、当該検査の実施に同意します。
なお、当組合は、当該現場検査により貴社が住宅の瑕疵または劣化事象等を発見したことから、当組合に生じた損害について、貴社にその責を求めません。

記

依頼者	氏名または名称	
	住所	
住宅名称等	氏名または名称	
	住所	

以上

All Rights Reserved Copyright©ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016 HP住-361-1(Vw.20160526)

<本同意書の提出について>

◆共同住宅等における「耐震性」の基準でご申請頂く場合は、マンション等の共用部の検査を行うため、管理組合等の同意が**必須**となります。

<本同意書が提出できない場合について>

◆共同住宅等における「耐震性」の基準でご申請頂く場合、管理組合等の同意を頂かないと、**ご申請をお引受けできません**のでご注意ください。



平成27年税制改正により、非課税限度額500万円加算の対象基準が以下の内容に改められました。
 従前の平成24税制改正に伴う場合は、5-1 省エネルギー対策等級における等級4が基準の1つとなっておりますが、評価方法基準の改正に伴い、5-1 断熱等性能等級における等級4へ移行されました。
 (新築・既存共、5-1 省エネルギー対策等級における等級4ではお引き受けできません)
 また、新しく、バリアフリー性として、9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) 等級3、等級4又は等級5が対象基準の1つとして追加されました。

住宅の新築又は新築住宅の取得

受贈者が住宅用の家屋の新築を行う、または建築後使用されたことのない家屋の取得

いずれかの基準

省エネ性

評価方法基準(新築住宅) 以下のいずれか
 5-1 断熱等性能等級 等級4
 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4もしくは等級5

HPによる呼称

断熱性能
 一次エネ

耐震性

評価方法基準(新築住宅) 以下のいずれか
 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級2もしくは等級3
 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 免震建築物

耐震性
 免震建築物

バリアフリー性

評価方法基準(新築住宅) 以下のいずれか
 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) 等級3、等級4又は等級5

バリアフリー

既存住宅の取得における贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスは、現実的に取得が難しいため、
お引き受けについては、要相談とさせていただきます。必ず、事前にご連絡をお願いいたします。

既存住宅の取得

受贈者が建築後使用されたことのある家屋の取得

いずれかの基準

省エネ性

評価方法基準(既存住宅) 以下のいずれか
 5-1 断熱等性能等級 等級4
 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4もしくは等級5

断熱性能
 一次エネ

評価方法基準(既存住宅)
 5-1&5-2の評価基準新設
 H28.4.1~

耐震性

評価方法基準(既存住宅) 以下のいずれか
 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級2もしくは等級3
 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 免震建築物

耐震性
 免震建築物

バリアフリー性

評価方法基準(既存住宅) 以下のいずれか
 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) 等級3、等級4又は等級5

バリアフリー

住宅の増改築等における贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスは、
ハウスプラスに現在準備中でお引き受けできません。ご了承ください。

住宅の増改築等

受贈者が住宅用の家屋について増改築等をする場合

いずれかの基準

省エネ性

評価方法基準(既存住宅) 以下のいずれか
 5-1 断熱等性能等級 等級4
 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4もしくは等級5

断熱性能
 一次エネ

評価方法基準(既存住宅)
 5-1&5-2の評価基準新設
 H28.4.1~

耐震性

評価方法基準(既存住宅) 以下のいずれか
 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級2もしくは等級3
 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 免震建築物

耐震性
 免震建築物

バリアフリー性

評価方法基準(既存住宅) 以下のいずれか
 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) 等級3、等級4又は等級5

バリアフリー



住宅性能証明書サービス 申請方法 (申請受付～設計審査)

ハウスプラスの建設性能評価書(新築住宅)を活用してご申請の場合

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスは、
現在、紙申請のみ承っております。電子申請ではご申請できませんのでご注意ください。



申請者様



ハウスプラス

申請受付～設計審査完了までの審査期間について

▼一戸建ての住宅の場合

：省エネ性(断熱性能、一次エネ)、耐震性、バリアフリー性でご申請の場合は約1週間程掛かります。

▼共同住宅の場合：省エネ性、バリアフリー性でご申請の場合は約1週間(一戸申請の場合)

省エネ性、バリアフリー性の一括申請の場合及び耐震性でご申請の場合は別途お問い合わせ下さい。

また、設計審査から現場検査実施まで約3日間ほど、調整期間を頂きます。余裕を持ってご申請下さい。

申請図書準備

郵送

図書受領

申請に必要な図書は、4・5ページの申請図書一覧をご覧ください



図書はファイルに綴じ、
正本と副本の2冊をご提出ください。
また、ファイルの表紙と背表紙には
「住宅の名称」と「正本・副本の別」
をご記入ください。

引受承諾書



郵送

申請受付

設計審査

《申請図書送付先》

〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階
ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部
「贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービス」宛て
TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190

設計審査省略

(図書等の確認・流用のお時間をいただきます)

設計完了通知は、サービス申込書の申込担当者に
(mailのCC宛先として質疑送付先も併せて)
送付させていただきます。
ご了承ください。

設計審査完了通知



mail (FAX)

メールアドレスの記載がない場合のみ
FAXによる送付とさせていただきます

設計審査完了

設計審査省略
(図書等の確認・流用のお時間をいただきます)

現場審査へ

⇒ 次ページに続きます

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスは、現在、紙申請のみ承っております。電子申請ではご申請できませんのでご注意ください。

申請者様

ハウスプラス

設計審査後、現場審査をさせていただきます。
設計審査が終わり次第、現場審査員より申込担当者の方に、現場審査の日程調整の連絡いたします。

自主検査
(現場審査を行うタイミングまでに、工事内容・現場検査シートに記載)

現場審査

確認検査済証又は工事監理報告書、写真台帳の提出は不要とさせていただきます(建設住宅性能評価提出図書から流用いたします)

図書の確認

ハウスプラス本社にて検査内容の確認

必須 登記簿記載の家屋番号及び所在地の報告

住宅性能証明書の交付に必要な情報となりますので、登記確定後、住宅性能証明書交付前までにFAXにて登記簿記載の家屋番号及び所在地をハウスプラスまでご報告下さい。

(詳細は下記「●登記簿記載の家屋番号及び所在地の報告について」をご覧ください)

FAX

内容確認

設計審査完了通知(返信)

最終確認

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等は「申込書」にてご指定いただいた送付先へ、申請図書(副本)と共にお送りいたします。



証明書



郵送



証明書の発行

● 登記簿記載の家屋番号及び所在地の報告について

登記が確定した後、設計審査完了後、「申込書」にご指定頂いた「申込担当者」宛てにご郵送させて頂く、「設計審査完了通知」の下欄(下記の様式)に記入し、FAXにてハウスプラスまで送信下さい。ご申請時に登記しており、サービス申込書に登記簿記載の家屋番号及び所在地を記載してご申請いただいている場合でも確認のため、FAXにてハウスプラスに必ずご報告下さい。

◇ 設計審査完了通知(抜粋)

● お願い(必須)

住宅性能証明書等においては、登記簿上の家屋番号、所在地が証明書等発行に必要な情報となりますので、登記確定後、本紙によりFAXにて、ご申告のほうを必ずお願いいたします。FAXによるご申告がない場合、現場審査完了後において住宅性能証明書等の発行がなされませんので、ご注意ください。

FAX: 03-5427-3193 ハウスプラス住宅保証株式会社 贈与税サービス宛

登記簿による家屋番号・所在地をご申告お願いいたします。

住宅の家屋番号	<input type="checkbox"/> 上記、設計審査完了通知の(9)住宅の家屋番号のとおり変更等があれば空欄へ内容を記載してください
住宅の所在地	<input type="checkbox"/> 上記、設計審査完了通知の(10)住宅の所在地のとおり変更等があれば空欄へ内容を記載してください

左記の部分を記載してハウスプラスにご報告下さい。

※ この報告がない場合、住宅性能証明書等の発行がなされませんのでご注意ください。



申請図書一覧（申込み時）

● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。

書類名		明示すべき内容	省エネ性				
			5-1 断熱等性能等級 等級4				
			同意書 -1 の有無		単独申請 (※1)	現場検査 を他検査 と同時 (※2)	設計審査 を他審査 で実施 (※3)
あり 申請者が 同一である 場合を含む	なし ハウスプラス 審査済印 押印図書必須						
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●	●	●		
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	—	● 審査済印	●		
A	建設住宅性能 評価書 新築住宅	(ハウスプラス住宅保証に限りです)	●	●	—		
B	同意書 -1	ハウスプラス住宅保証株式会社 保管の設計図書等の開示に関する同意書	○ 申請者が同一では ない場合必須	—	—		
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	—	● 審査済印	●		
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置 設備の位置	—	● 審査済印	●	● 設備の位置は不要	
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途 開口部の位置及び構造 (外皮性能上の仕様が確認できるもの) 設備及び器材の種別及び位置	—	● 審査済印	●	● 設備及び機材の種別及び位置は不要	
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部及び設備の位置	—	● 審査済印	●	● 設備の位置は不要	
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋 裏、床、床下及び基礎の構造 (外皮性能上の仕様が確認できるもの)	—	● 審査済印	●		
8	外皮性能等 計算書	・外皮平均熱貫流率 (UA値) ・冷房期の平均日射熱取得率 (ηA値)	—	△ 審査済印	△	△ UA値・ηA値で取得の場合	
	開口部比率 計算書	外皮等面積の合計に占める 開口部面積の合計の割合 (開口部比率)	—	△ 審査済印	△	△ 仕様基準で取得の場合	
9	基礎伏図	基礎断熱工法の場合における基礎断熱仕様 のわかるもの (基礎伏図でなくても可)	—	△ 審査済印	△	△ 基礎断熱がある場合で仕様を 平面図に記載しない場合	
10	仕様書 (仕上げ表を含む)	部材の種別、 寸法及び取り付け方法並びに設備の種別	—	△ 審査済印	△	△ 必要な場合	
13	各種カタログ 試験成績書等	外皮性能計算書における 性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	—	△ 審査済印	△	△ 外皮性能計算書上、 特異値を用いて計算している場合	
14	評価書等	ハウスプラスの評価書など (新築時等の設計評価を他審査で実施時)	△	△	—	● 既に取得し ている場合	

● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。

書類名		明示すべき内容	省エネ性				
			5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4または等級5				
			同意書 -1 の有無		単独申請 (※1)	現場検査 を他検査 と同時 (※2)	設計審査 を他審査 で実施 (※3)
あり 申請者が 同一である 場合を含む	なし ハウスプラス 審査済印 押印図書必須						
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●	●		●	
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	—	● 審査済印		●	
A	建設住宅性能 評価書 新築住宅	(ハウスプラス住宅保証に限りです)	●	●		—	
B	同意書 -1	ハウスプラス住宅保証株式会社 保管の設計図書等の開示に関する同意書	○ 申請者が同一では ない場合必須	—		—	
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	—	● 審査済印		●	
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置 設備の位置	—	● 審査済印		● 設備の位置を含む	
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途 開口部の位置及び構造 (外皮性能上の仕様が確認できるもの) 設備及び器材の種別及び位置	—	● 審査済印		● 設備及び機材の種別及び位置を含む	
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部及び設備の位置	—	● 審査済印		● 設備の位置を含む	
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋 裏、床、床下及び基礎の構造 (外皮性能上の仕様が確認できるもの)	—	● 審査済印		●	
8	外皮性能等 計算書	■平成25年省エネ基準の場合 ・単位温度差あたりの外皮熱損失量 (q値) ・単位日射強度当たりの日射熱取得量 冷房期 (mC値)、暖房機 (mH値) ■平成28年省エネ基準の場合 ・UA値、ηAC値、ηAH値	—	● 審査済印		● 等級5の場合は必須 等級4の場合は性能基準で取得の場合	
	住戸形状検討書	外皮等面積の合計を床面積の合計で 除した数値 (H25年省エネ基準のみ)	—	△ 審査済印	△	H25年仕様基準で取得の場合	
9	基礎伏図	基礎断熱工法の場合における基礎断熱仕様 のわかるもの (基礎伏図でなくても可)	—	△ 審査済印		△ 基礎断熱がある場合で仕様を 平面図に記載しない場合	
10	仕様書 (仕上げ表を含む)	部材の種別、 寸法及び取り付け方法並びに設備の種別	—	△ 審査済印		△ 必要な場合	
11	機器表・系統図	設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 エネルギーの効率的利用を図ることができる 設備又は器具の配線	—	● 審査済印		● 必要な場合	
12	一次エネルギー 消費量計算結果	WEBプログラムによる計算結果	—	● 審査済印		● 計算が不要である場合を除く	
13	各種カタログ 試験成績書等	外皮性能計算書における 性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	—	● 審査済印		● 一次エネルギー消費量計算上の 設備の仕様が確認できるもの	
14	評価書等	ハウスプラスの評価書など (新築時等の設計評価を他審査で実施時)	×	×		—	● 既に取得し ている場合

● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。

書類名	明示すべき内容	耐震性				
		1-1 耐震等級 等級2・等級3		単独申請 (※1)	現場検査 を他検査 と同時 (※2)	設計審査 を他審査 で実施 (※3)
		1-3 その他 免震建築物				
		同意書 -1 の有無				
		あり 申請者が 同一である 場合を含む	なし ハウスプラス 審査済印 押印図書必須			
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●	●	●	
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	—	● 審査済印	●	
A	建設住宅性能 評価書 新築住宅	(ハウスプラス住宅保証に限りです)	●	●	—	
B	同意書 -1	ハウスプラス住宅保証株式会社 保管の設計図書等の開示に関する同意書	○ 申請者が同一では ない場合必須	—	—	
C	同意書 -2	管理組合等の現場検査を実施することの同意書 (共同住宅等の耐震性に限る)	●	●	—	
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	—	● 審査済印	●	
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置	—	● 審査済印	●	
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途	—	● 審査済印	●	
		壁及び筋かいの位置及び種類、 通し柱の位置、開口部の位置及び構造	—	● 審査済印	●	
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部	—	● 審査済印	●	
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋 裏、床、床下及び基礎の構造	—	● 審査済印	●	
8	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法 並びに床下換気孔の寸法	—	● 審査済印	共同住宅等は、8~12 が構造図になります	●
9	各階床伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法	—	● 審査済印		●
10	小屋伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法	—	● 審査済印		●
12	仕様書	部材の種類	—	△ 審査済印		△ 必要な場合
13	地盤調査報告書	許容応力度及び杭の許容支持力のいずれか の数値、その根拠となる地盤調査結果等 ※地盤改良検討書・報告書は必要な場合	—	● 審査済印 (別途相談)	●	
14	構造計算書		—	● 審査済印 (別途相談)	●	
15	各種カタログ 試験成績書等	性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	—	△ 審査済印	△ 必要な場合	
16	免震建築物 評価に 必要な書類	免震建築物評価の場合 ・免震装置の配置がわかるもの ・免震部材の仕様等の図面及び大臣認定書 ・免震建築物の維持管理計画書 ほか	—	免震建築物評価 の場合 ● 審査済印	免震建築物評価の場合 ●	
17	評価書等	ハウスプラスの評価書など (新築時等の設計評価を他審査で実施時)	×	×	—	● 既に取得し ている場合

● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。

書類名		明示すべき内容	バリアフリー				
			9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分) 等級3、等級4又は等級5				
			同意書 -1 の有無		単独申請 (※1)	現場検査 を他検査 と同時 (※2)	設計審査 を他審査 で実施 (※3)
あり 申請者が 同一である 場合を含む	なし ハウスプラス 審査済印 押印図書必須						
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●	●		●	
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	—	● 審査済印		●	
A	建設住宅性能 評価書 新築住宅		●	●		—	
B	同意書 -1	ハウスプラス住宅保証株式会社 保管の設計図書等の開示に関する同意書	○ 申請者が同一では ない場合必須	—		—	
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	—	●		●	
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置	—	● 審査済印		●	
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途	—	● 審査済印		●	
		各室、出入口、廊下及び階段の寸法 階段の構造、段差の位置及び寸法	—	● 審査済印		●	
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部	—	● 審査済印		●	
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋 裏、床、床下及び基礎の構造	—	● 審査済印		●	
11	各部詳細部	縮尺、各部の材料の種類及び寸法	—	△ 審査済印		△ 必要な場合	
12	仕様書	部材の種類	—	△ 審査済印		△ 必要な場合	
15	各種カタログ 試験成績書等	性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	—	△ 審査済印		△ 必要な場合	
17	評価書等	ハウスプラスの評価書など (新築時等の設計評価を他審査で実施時)	×	×	—	—	● 既に取得し ている場合

※1 ハウスプラスの他サービスと併用申請しない場合

※2 ハウスプラスすまい保険（新築保険）の申込みあり／提出図書は単独申請とまったく同じとなります

※3 ハウスプラスの他サービスで、選択する対象住宅基準と同じ設計審査を受けている場合に適用することができます。

原則、他サービスの設計審査が完了した時点で、本サービスのお申し込みをお願いいたします。

提出図書は選択する対象基準に準じた通常の提出図書1～16（弊社審査済印が捺印されたもの(コピーで可)）並びに、17 評価書等の添付が必要となりますが、審査料金が通常料金より割安でお申し込みすることができます。



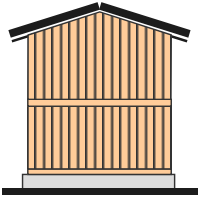
住宅性能証明書サービス 申請の際の注意点

ハウスの建設性能評価書（新築住宅）を活用してご申請の場合

注意 ● **現場審査を受ける前に自主チェックが必要です！**

現場審査は原則、下記のタイミングで行います。**工事内容チェック・現場検査シートにより事前に必ず自主チェックをお願いします。**

●現場審査のタイミング



現況検査



受付後、現況検査に伺います

受付後、現況検査実施まで約1週間程の調整期間を頂きます。
 現況検査では、ハウスの建設住宅性能評価取得時から、
 評価基準に関する事項について変更がない旨の検査を実施します。
※劣化事象等の検査があります。検査上、不適はあり得ます。ご了承ください。

◇＜耐震性＞でご申請の場合における現況検査時の注意点

現況検査時には、小屋裏点検口及び床下点検口から劣化事象等について目視で検査を実施します。

⇒小屋裏点検口が押入れやクローゼット内にある場合、押入れやクローゼットの収納物を出しておいて下さい。

⇒床下の点検口が床下収納庫を兼ねている場合、床下収納庫の収納物を出して頂くか、床下収納庫ごと外しておいて下さい。
 床下点検口が脱衣室にある場合は、点検口の蓋の上に物が無いようご準備下さい。

●工事内容チェック・現場検査シート（HPの建設住宅性能評価付用）（現場検査時に持参してください）

＜例：バリアフリーの場合＞

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行 サービス		HOUSE PLUS	
工事内容チェック・現場検査シート		全ての構造	
既存住宅の取得	ハウスプラス建設住宅性能評価付	バリアフリー	
受付番号	-	検査のタイミング	既存住宅の取得時の現況
住宅名称			
検査員番号	H P K -	検査実施日	20 年 月 日
検査員署名		申込担当者または現場担当者	署名
▼太線内、申込担当者（住宅取得者さまを除く）、現場担当者による申告欄 チェックの上、検査員へ提出をお願いします			
申込担当者 事前確認	現場検査に当たり、現況の状況において建設住宅性能評価取得時からの変更がないことを確認しました	<input checked="" type="radio"/> 確認	検査員確認
適合する評価方法基準	<input type="checkbox"/> 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級3以上		<input type="checkbox"/>
確認する項目	当該住宅の概要（全ての項目にチェックが必要となります）		
建設住宅性能評価取得時からの変更がない旨の確認 必須確認			
審査対象建築物の概要			
間取りの変更の有無	<input type="checkbox"/> 間取りにおいて変更なし（間仕切り壁等における新設、撤去がない）		<input type="checkbox"/>
評価取得時からの改修の有無	<input type="checkbox"/> 改修実施なし <input type="checkbox"/> 改修実施あり（工事内容の申告が別途必要です）		<input type="checkbox"/>
審査対象建築物の確認	<input type="checkbox"/> 隣接する道路などの当該住宅周辺から建築物に外観上の変更なし		<input type="checkbox"/>
部屋の配置			
	<input type="checkbox"/> 変更なし（使用が特定用途の存する階にあること）		<input type="checkbox"/>
段差	<input type="checkbox"/> 変更なし（日常生活空間及び日常生活空間外の床が段差のない構造であること）		<input type="checkbox"/>
階段	<input type="checkbox"/> 変更なし（基準に適合していること）		<input type="checkbox"/>
手すり			
姿勢変化対応	<input type="checkbox"/> 変更なし（階段、便所、浴室、玄関、脱衣室の手すりが基準に適合していること）		<input type="checkbox"/>
転落防止対応	<input type="checkbox"/> 変更なし（バルコニー、2階以上の窓、廊下及び階段、手すり等の手すりが基準に適合していること）		<input type="checkbox"/>
通路及び出入口の幅員			
日常生活空間内の通路	<input type="checkbox"/> 変更なし（基準に適合していること）		<input type="checkbox"/>
日常生活空間内の出入口の幅員	<input type="checkbox"/> 変更なし（基準に適合していること）		<input type="checkbox"/>
寝室、便所及び浴室			
日常生活空間内の浴室	<input type="checkbox"/> 変更なし（基準に適合していること）		<input type="checkbox"/>
日常生活空間内の便所	<input type="checkbox"/> 変更なし（基準に適合し、かつ当該便所の便器が懸掛式であること）		<input type="checkbox"/>
特定寝室	<input type="checkbox"/> 変更なし（内法寸法で2㎡以上であること）		<input type="checkbox"/>
使用上支障のないもの			
	<input type="checkbox"/> 高齢者等配慮対策等級（専用部分）の基準の対象となる部分等が使用上支障がない		<input type="checkbox"/>
▼住宅取得者さまがお申込みされている場合、太線内の内容の確認、ご申告の上、検査員へ提出をお願いします			
住宅取得者様のご申告	住宅を取得するにあたり、建設住宅性能評価書の添付を受け、建設住宅性能評価書交付以降に下記評価基準事項部分において、評価内容に変更が生じる補修・改修工事がないことの説明を受けました	<input type="radio"/> ご申告	検査員は必ず確認すること
適合する評価方法基準	<input type="checkbox"/> 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級3以上		<input type="checkbox"/>

工事内容チェック・現場検査シートは、ダウンロードコーナーに掲載しております。
 基準及び新築住宅・既存住宅・増改築等の別により使用するシートが異なりますので、申請内容にあった工事内容チェック・現場検査シートを必ず、ご利用下さい。

▼太線内が、申込担当者又は現場担当者による事前確認チェック、評価基準、自主検査の確認する項目となっております。ご確認の上、チェックをお願いします。
 住宅取得者様のご申請頂く場合は、記載不要となる項目です

▼住宅取得者様がお申込されている場合のみ、記載していただく欄です。ご申告、評価基準をご確認の上、チェックをお願いします。

建設住宅性能評価書取得時以降に補修や改修工事がある場合は、適正な設計審査・現場審査をお申込みしていただく必要がある場合があります